

『司法試験 & 予備試験 体系別短答過去問題集 刑法 第3版』
お詫びと訂正

以下の箇所に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

2024年6月5日現在

頁	場所	誤	正	更新日
724	正解	没 2 1 2 2	没 2 2 2 2	2024. 6. 5
〃	肢ウの正誤及び解説	<p>正誤：○</p> <p>解説：監護者わいせつ罪（179 I）は、「18歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為をした者は、第176条の例による」としており、176条1項各号の行為・事由その他これらに類する行為・事由により、被害者が「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態」になっていることは要件として求められていない。本罪は、子の親などの監護者がその地位や関係性を利用して性的行為に及んだ場合には、不同意わいせつ罪や不同意性交等罪と同等の悪質性・当罰性が認められることから、これを重く処罰するために設けられている。よって、本肢は正しい。</p>	<p>正誤：×</p> <p>解説：監護者わいせつ罪（179 I）は、不同意わいせつ罪では処罰できない行為を捕捉する類型であるため、不同意わいせつ罪が成立する場合には、本罪は成立しない。そして、被害者が「16歳未満の者」である場合には、監護者わいせつ罪に関する179条ではなく、16歳未満の者に対する不同意わいせつ罪に関する176条3項が適用される。したがって、13歳の者に対し、わいせつな行為をした場合には、監護者わいせつ罪ではなく不同意わいせつ罪（176Ⅲ、同I）が成立する。よって、監護者わいせつ罪が成立するとする点で、本肢は誤っている。</p>	〃